

くらしのミニ情報

訪問購入でもクーリング・オフができます

特定商取引法が
改正されました

突然、自宅に事業者が訪問してきて、貴金属等を強引に買い取るといった被害が全国的に多く発生していることから、特定商取引に関する法律が改正され「訪問購入」が規制されました。これにより訪問購入でもクーリング・オフができるようになりました。

法律の改正で次のようになりました

- ・勧誘を要請していない消費者のもとへの飛び込み勧誘は禁止されました。
- ・事業者から、契約内容などが記載された契約書面が交付されます。
- ・契約書面が交付された日を含めて8日間はクーリング・オフができます。
- ・契約してもクーリング・オフ期間中は、物品をすぐに事業者に渡さず手元に残しておくことができます。



※原則全ての物品が規制の対象ですが、次のような場合などは規制の対象外です。

- ・書籍、CD・ゲームソフト類、自動車(二輪車を除く)、家電、家具、有価証券の6品目
- ・消費者自ら自宅に招いて契約を締結する請求をした場合 など

詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。 URL: <http://www.no-trouble.go.jp/search/what/P0204012.html>

消費生活出前講座をご利用ください!

県消費生活センターでは、職員がみなさまのお集まりの場所に出向いて、悪質商法の手口や対処方法などをご説明させていただく「消費生活出前講座」を実施しています。

出前講座の例

- 消費者の会、地域の集まり
- 高齢者の集まり(老人クラブ、いきいきサロンなど)
- 高齢者や障害者を訪問する民生委員、介護ヘルパー等の研修会
- 高等学校(卒業前総合学習やPTA集会など) など



お申込みは、まずはお電話で各消費生活センターへご連絡ください。

消費生活情報メールマガジンを配信しています。

毎月1回月の初めに、消費生活に関する注意喚起情報や、消費生活講座のご案内などの情報をお届けする「消費生活情報メールマガジン」を配信しています。配信をご希望される方は、次の長野県消費生活情報ホームページからご登録ください。みなさまのご登録をお待ちしています。 <https://www.nagano-shohi.net/mail-magazine/>

編集・発行 **長野県企画部 消費生活室** しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中
 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771
 E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。
<http://www.nagano-shohi.net/>

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

しあわせ信州

回覧 ながのけん

くらし得情報

MARUTOKU

6
JUNE 2013

- 県消費生活センターにご相談ください!1
- こんな相談が寄せられました2,3
- くらしのミニ情報 他4

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、

消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター..... ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771

(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター..... ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701

(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

飯田消費生活センター..... ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703

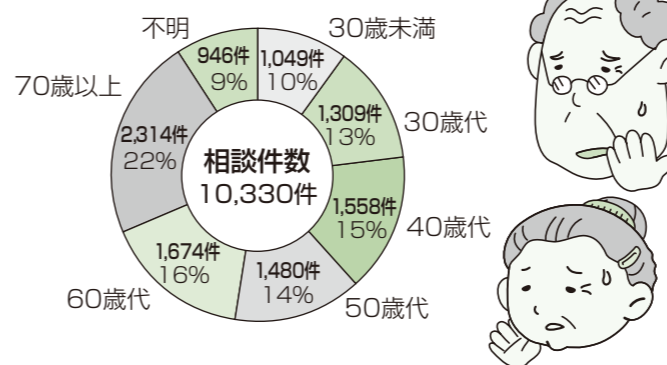
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター..... ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998

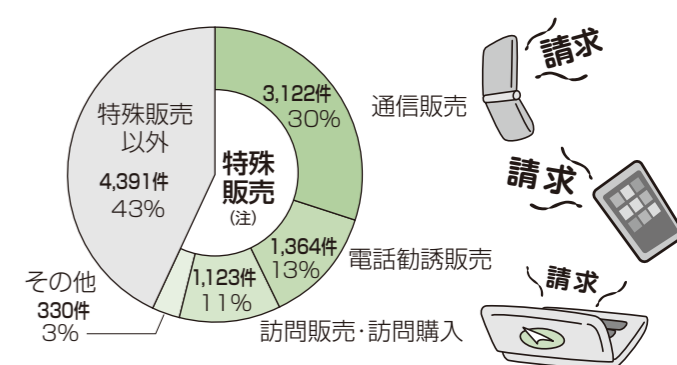
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

平成24年度は、全県で 10,330 件の相談が寄せられました。

年齢別円グラフ



販売購入形態別円グラフ



- 若者から高齢者まで、幅広い年齢層の方から相談がありました。
- 高齢の方からの相談が多い傾向にあります。前年度と比べると、特に70歳以上の方からの相談件数が増えています。

- 特殊販売(注)の割合が高い状況となっています。
- 特殊販売のうち、通信販売が占める割合が高くなっていますが、この中には携帯電話やパソコンでのワンクリック請求、身に覚えのない架空請求やカタログ、インターネットによる通信販売が含まれています。

(注)特殊販売とは… 訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などの販売形態をいいます。店舗での契約と異なり、消費者トラブルが生じやすいため、事業者が守るべきルールや消費者を守るルールが定められています。

申し込んでいないのに・・・

事例 ①

突然「以前注文をもらっている健康食品がやっと出来上がったので、代金引換で送ります。」と電話があった。しかし、全く注文した覚えがなかったので断ったが「注文をもらったときの内容を録音してある。」と言われ執拗に勧誘を受けた。それでも断り続けると「キャンセルするなら裁判にする。弁護士費用に100万円かかる。」と脅されてしまった。支払いたくないのだが、商品が送られてきたらどうすればいいだろうか。



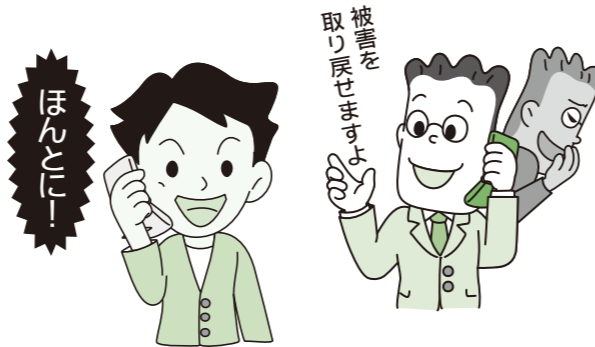
アドバイス

- 承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合は、代金支払い義務はなく、受け取る必要もありません。
- 勧誘されても必要なければきっぱり断りましょう。事業者名や電話番号などを控えておくことも大切です。
- ・断ったにもかかわらず、届いてしまったら受け取り拒否してください。
- ・断りきれずに購入しても、8日間以内であればクーリング・オフができます。

過去の被害取り戻しませんか?との電話が・・・

事例 ②

昔、金への投資詐欺の被害に遭い、多額の損失を出したことがある。最近になり「過去の被害を取り戻せるかもしれない。そのためには保証金として投資額の1割を振り込んでほしい。この保証金は取り戻した損失分と一緒に返金する。」という電話があった。少しでも被害を取り戻せるなら振り込みたいが、信用できるだろうか。



アドバイス

- 過去に被害にあった人の「少しでも被害を取り戻したい」という心理を利用して勧誘してきます。
- 公的機関を名乗って勧誘してくることもあります。公的機関がこのような勧誘をすることは絶対にありません。
- 過去の被害を取り戻すといううまい話はありません。契約の内容が理解できない場合は契約をしないようにしましょう。また、契約や支払いを急がせる場合は大変危険ですので、返事は慎重にしましょう。
- 支払ったお金を取り戻すのは困難です。すぐに支払わずに家族や近くの消費生活センターに相談しましょう。

スマートフォンで・・・

事例 ③

スマートフォンで「無料」と表示のある動画サイトにアクセスした。「18歳以上ですか」という画面で「はい」を選択したところ、いきなりアダルトサイトにつながり、9万円支払うようにという画面が表示された。支払わなければ身辺調査をして訴訟を起こすと書いてあるが、支払わなければならないのか。連絡するようにと書いてある。



アドバイス

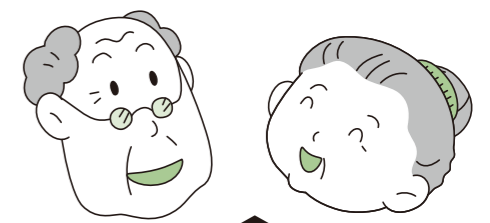
- 有料であるとの分かりやすい表示が無く、契約内容の再確認・訂正画面が無い場合は有効な契約とは言えません。
- 利用していなかったり、身に覚えがない請求であれば無視してください。また、相手に連絡してしまうと、電話番号やメールアドレスなどの個人情報が伝わってしまい、請求が続く可能性があります。相手には絶対連絡をしないようにしましょう。
- 請求画面が消えない場合は通信会社へ問い合わせるか、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしてください。

URL: <http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

次から次へと勧誘され・・・

事例 ④

母は、数年前から訪問販売で布団を購入している。訪問販売の対処方法を教えてもすぐに忘れてしまい、60万円の敷き布団や30万円の肌掛け布団など、次から次へと必要が無いものを勧誘されるままに購入してしまう。ここ数年認知症の症状が進んでおり、一人暮らしでもあるため心配である。



アドバイス

- 判断力が不足している高齢者をねらい、次々と勧誘して契約させる手口です。
- 被害を未然に防ぐためには、家族や親戚など、周りの方のサポートが不可欠です。日ごろから見慣れない商品が置いていないか、不審な契約書などが届いていないかなど、日常生活の変化に気をつけましょう。
- 認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も検討しましょう。

